



鳥取県公報

平成 28 年 1 月 29 日 (金)
第 8 7 6 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託 (61) (鳥取県立公文書館) 2
	生活保護法による介護機関の廃止の届出 (62) (福祉保健課) 2
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の休止の届出 (63) (〃) 2
	青少年に有害な図書類の指定 (64) (青少年・家庭課) 3
	技能検定試験のうち実技試験の手数料の額の一部改正 (65) (労働政策課) 4
	県営土地改良事業の工事の完了 (66) (中部総合事務所農林局) 4
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可 (東部農林事務所) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (集中業務課) 5
	落札者の決定 (鳥取県立厚生病院) 8

告 示

鳥取県告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公文書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年1月29日

鳥取県立公文書館長 杉 本 朗

1 委託の相手

岡山県立博物館振興会

2 委託期間

平成28年1月21日から同年2月21日まで

鳥取県告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業又は介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
株式会社エヌ・ビー・ラボ	神奈川県横浜市 中区桜木町一丁目101-1	訪問介護事業所エルスリー鳥取	鳥取市卯垣五丁目60	訪問介護	平成27年11月30日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
株式会社エヌ・ビー・ラボ	神奈川県横浜市 中区桜木町一丁目101-1	訪問介護事業所エルスリー鳥取	鳥取市卯垣五丁目60	介護予防訪問介護	平成27年11月30日

鳥取県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から、居宅介護事業、居宅介護支援事業又は介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
医療法人山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町125-2	指定訪問看護事業所山本外科内科	鳥取市末広温泉町125-2	訪問看護	平成27年12月31日
〃	〃	指定訪問リハビリテーション事業所山本外科内科	〃	訪問リハビリテーション	〃
〃	〃	指定通所リハビリテーション事業所山本外科内科	〃	通所リハビリテーション	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
医療法人山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町125-2	指定訪問看護事業所山本外科内科	鳥取市末広温泉町125-2	介護予防訪問看護	平成27年12月31日
〃	〃	指定訪問リハビリテーション事業所山本外科内科	〃	介護予防訪問リハビリテーション	〃
〃	〃	指定通所リハビリテーション事業所山本外科内科	〃	介護予防通所リハビリテーション	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	休止年月日
医療法人山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町125-2	居宅介護支援事業所山本外科内科	鳥取市末広温泉町125-2	平成27年12月31日

鳥取県告示第64号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	種別	図書類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7243	雑誌	エキサイティングマックス！ 2月号	雑誌02091-2	(株)ぶんか社
7244	〃	裏モノJAPAN 2月号 目からウロコのフーズク快樂術	雑誌01805-02	(株)鉄人社
7245	〃	裏ネタJACK 2月号	雑誌01931-02	(株)ダイアプレス

7246	〃	コミック アムール 1月号	雑誌03801-01	サン・メディアレップ(株)
7247	〃	月刊劇漫スペシャル 2月号	雑誌13545-2	(株)竹書房
7248	〃	コアコミックス434 あなたのとりの闇世界	ISBN978-4-86436-861-2	(株)コアマガジン

鳥取県告示第65号

平成22年鳥取県告示第190号(技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>1 技能検定試験の特級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検定職種</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全職種</td> <td style="text-align: right;"><u>17,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額	全職種	<u>17,900円</u>	<p>1 技能検定試験の特級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検定職種</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全職種</td> <td style="text-align: right;"><u>16,500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額	全職種	<u>16,500円</u>								
検定職種	金額																
全職種	<u>17,900円</u>																
検定職種	金額																
全職種	<u>16,500円</u>																
<p>2 技能検定試験の1級、2級、3級、単一等級、基礎1級及び基礎2級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検定職種</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図</td> <td style="text-align: right;"><u>13,100円</u></td> </tr> <tr> <td>機械検査、婦人子供服製造</td> <td style="text-align: right;"><u>14,900円</u></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: right;"><u>17,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額	和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>13,100円</u>	機械検査、婦人子供服製造	<u>14,900円</u>	上記以外	<u>17,900円</u>	<p>2 技能検定試験の1級、2級、3級、単一等級、基礎1級及び基礎2級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検定職種</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図</td> <td style="text-align: right;"><u>12,100円</u></td> </tr> <tr> <td>機械検査、婦人子供服製造</td> <td style="text-align: right;"><u>13,700円</u></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: right;"><u>16,500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額	和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>12,100円</u>	機械検査、婦人子供服製造	<u>13,700円</u>	上記以外	<u>16,500円</u>
検定職種	金額																
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>13,100円</u>																
機械検査、婦人子供服製造	<u>14,900円</u>																
上記以外	<u>17,900円</u>																
検定職種	金額																
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>12,100円</u>																
機械検査、婦人子供服製造	<u>13,700円</u>																
上記以外	<u>16,500円</u>																
<p>3 2にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検定職種</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械検査</td> <td style="text-align: right;"><u>5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工</td> <td style="text-align: right;"><u>6,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額	機械検査	<u>5,000円</u>	機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工	<u>6,000円</u>	<p>3 2にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検定職種</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械検査</td> <td style="text-align: right;"><u>4,500円</u></td> </tr> <tr> <td>機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工</td> <td style="text-align: right;"><u>5,500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額	機械検査	<u>4,500円</u>	機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工	<u>5,500円</u>				
検定職種	金額																
機械検査	<u>5,000円</u>																
機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工	<u>6,000円</u>																
検定職種	金額																
機械検査	<u>4,500円</u>																
機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工	<u>5,500円</u>																
備考1 略	備考1 略																
<p>2 「検定職種」とは、<u>職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の3の3</u>に掲げる職種のうち同令別表第11の3の4に掲げる職種を除いたものをいう。</p>	<p>2 「検定職種」とは、<u>職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1</u>に掲げる職種のうち同令別表第2に掲げる職種を除いたものをいう。</p>																

鳥取県告示第66号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成28年1月29日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営経営体育成基盤整備事業大誠地区農業用排水及び区画整理	平成27年12月25日

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成28年1月29日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 永 原 知 明

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
中央建設株式会社 代表取締役 西田 正人	鳥取市河原町渡一木243	鳥取市有富地内	建設発生土処理場の設置	48.1394 ヘクター ル	47.2630 ヘクター ル	19.0326 ヘクター ル	平成28年1月19日から 平成37年3月31日まで	平成28年 1月19日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

東部（本庁）地区納入分 複合機（白黒、高速機）

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成28年5月1日から平成32年4月30日まで（入札説明書に示す一部の複合機にあっては、平成28年4月1日から平成32年4月30日まで）とする。ただし、平成29年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、平成32年4月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年2月5日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成28年1月29日（金）から同年3月15日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付令第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成28年1月29日（金）から同年3月15日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件公告に示した借入物品（平成28年1月29日以降に取得するものを含む。）を自社が所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

- (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成28年1月29日（金）から同年3月2日（水）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年1月29日（金）から同年3月1日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月2日（水）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年3月9日（水）午前11時から同月15日（火）正午（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月14日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成28年3月15日（火）午後1時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成28年3月2日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者には、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者には、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として電子入札書に入力又は入札書に記載した金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5 の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成 28 年 2 月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札の決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札の決定を行わないものとする。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Tobu Region (Prefectural Government Building) : lease and maintenance work for the integrated multifunction copy machine (black and white, high speed)
- (2) March 2, 2016 noon: deadline for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 15, 2016 noon: deadline for submission of tenders
(March 14, 2016 5:00 PM : deadline for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7497
E-mail : shuchugyoumu@pref.tottori.jp

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を

定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月29日

鳥取県立厚生病院長 井 藤 久 雄

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立厚生病院医薬品調達管理業務 一式 |
| 2 契約方式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成28年1月22日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社サンキ
広島県広島市西区草津港三丁目3-33 |
| 5 落札金額 | 4,536,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成27年12月4日 |
| 7 落札方式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課
倉吉市東昭和町150 |